

広報ツールについて加盟店の皆様に注意いただくべき事項

重要

加盟店の皆様に順次発送をしております広報ツールにつきまして、 正しい利用をされていない事案が確認されましたので、改めて、 加盟店の皆様へ広報ツールの取り扱いに関する注意事項をまと めましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

主要な注意事項①:改変等及び指定外ツールの使用禁止

- ◆ 広報ツールに加筆、シールの貼り付け等の改変・加工をすることは禁止 です(ただし、事務局から許可された場合を除きます。)。
- ◆ 決済事業者のロゴが記載されたポスターが複数種類送付され、一つにまと めたい場合は、**下記の問い合わせ窓口(中小・小規模事業者向け)に** 御連絡ください。ご自身で決済事業者のロゴシール等を作成してポス ターに貼り付けないでください。
- ◆ 広報ツールの自作や第三者が作成した広報ツールの利用は原則禁止 です。必ず事務局又は決済事業者から送られた正規の広報ツールを使 用してください。自作ツールの利用が認められる場合については、別紙をご 確認ください。

主要な注意事項②:譲渡・転売・流用等の禁止

- ◆ 広報ツールはすべて有償・無償を問わず、譲渡・転売等は禁止です。
- **◆ フリマサービス、オークションサービス等への出品は行わないでください。**
- ◆ 広報ツールの購入・譲り受けも行わないでください。
- ◆ 複数の店舗を運営している場合であっても、店舗間で広報ツールを流用 することはできません。広報ツールは必ず送り先である特定の店舗にお いてのみ使用してください。
- ◆ 広報ツールが不足している場合は、下記の問い合わせ窓口(中小・小 規模事業者向け)に追加注文を行ってください。

その他広報ツールの取り扱いの詳細は別紙をご確認ください。

事務局 お問い合わせ先 ポイント環元問合せ窓口(中小・小規模事業者向け)

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

https://cashless.go.jp

ポイント還元事業店頭用広報ツールの取り扱いについて

経済産業省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会 2019 年 12 月 17 日

ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)(以下、「本事業」といいます。)に加盟店登録された店舗(加盟店 ID を付与された加盟店を意味し、以下「登録加盟店」といいます。)には、店頭用広報ツール(本事業に参加していることを登録加盟店が消費者に認識してもらうために店頭に掲示するための物として、本事業事務局又は決済事業者が送付する一切の広報ツールを意味し、以下、「広報ツール」といいます。)を送付しております。本事業参加事業者(事業者 ID を付与された事業者を意味し、以下、「参加事業者」といいます。)は、広報ツールは以下の記載事項を遵守してご利用ください。広報ツールの利用に関して違反があったと判断した場合、本事業の事業者登録及び/又は加盟店登録の取り消し等がなされる場合があります。また、広報ツールに同梱しています広報ツールの取り扱いに関して記載した書面(以下「取扱説明書」といいます。)にも注意事項を記載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。

1. 禁止事項

広報ツールに関して以下の行為を行うことはできません。

- (1) 有償・無償を問わず、参加事業者が広報ツールの全部又は一部を第三者へ 譲渡、貸与又は提供すること(当該第三者が本事業の参加事業者であるか否 かを問わず、また、参加事業者が本事業の参加事業者ではなくなった後の譲 渡、登録加盟店を閉鎖した後の譲渡、本事業終了後の譲渡等を含む。)
- (2) 参加事業者が、特定の登録加盟店のために送付された広報ツールの全部又は一部を、当該登録加盟店以外で利用すること又は利用させること(参加事業者が複数の登録加盟店を運営する場合において、そのうちの1つの登録加盟店に対して送付された広報ツールを、他の登録加盟店で利用する又は利用させる場合を含む。)
- (3) 有償・無償を問わず、参加事業者が、本事業事務局又は決済事業者以外の 第三者から当該第三者が保有する広報ツールの全部又は一部の譲渡、貸与 又は提供を受けること(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。)
- (4) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を複製(コピー)すること
- (5) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を第三者への譲渡若しくは提供、 又は、複製物若しくは二次的加工物の作成を目的としてデータ化すること

- (6) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部に対して、記載内容の変更、加筆、 シールの貼付等加工、変更等を加えること(ただし、経済産業省又は本事業 事務局の指示又は承認に従って行われる加工、変更等を除く。)。
- (7) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を用いて、文書、ポスター、POP 等の二次的加工物を作成すること
- (8) 参加事業者が本事業に参加していることを消費者に周知することを目的として、広報ツール以外の広報用のツール(経済産業省又は本事業事務局が権利を有するロゴ等が使用されている場合を含むがこれに限らない。)を作成すること。ただし、参加事業者が契約する本事業に参加している決済事業者により本事業のロゴの利用方法や管理方法等について適切な管理が行われている体制のもとで、当該決済事業者の指示に従って広報用のツール作成を行う場合を除く。
- (9) 参加事業者が本事業に参加していることを消費者に周知することを目的として、第三者(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。また、参加事業者が契約する決済事業者を除く。)が作成した広報用のツール(経済産業省又は本事業事務局が権利を有するロゴ等が使用されている場合を含むがこれに限らない。)を、有償無償を問わず、譲渡、貸与又は提供を受けること及びかかる譲渡、貸与又は提供を受けた広報用のツールを登録加盟店において掲示すること。
- (10) 参加事業者が広報ツールを取扱説明書に記載される掲示方法に反した方法で掲示を行うこと
- (11) 参加事業者が、登録加盟店以外の店舗が登録加盟店であるかのように消費者が誤認するおそれのある場所又は態様で広報ツールを掲示すること
- (12) 参加事業者が、共用スペース、公共物等自己が権利を有しない場所において 広報ツールを掲示すること(ただし、当該場所の所有者、管理者等から必要か つ十分な許可を得た場合を除く。)
- (13) 参加事業者が、各登録店舗において、適切な広報ツールの掲示を怠ることにより、消費者が当該登録店舗において利用可能な本事業の対象となる決済 手段を認識できない又は認識困難な状態を作出すること(例:対象決済手段 のロゴが記載されたポスターを掲示しない)
- (14) 参加事業者が、広報ツールがいたずら等第三者により改変等された場合において、これを認識しながらかかる掲示を継続すること
- (15) 参加事業者が、本事業の参加事業者ではなくなったにもかかわらず、広報ツールを掲示すること又は参加事業者の登録加盟店の全部又は一部が本事業の登録加盟店でなくなったにもかかわらず、当該元登録加盟店において広報ッールを掲示すること
- (16) 参加事業者が、自己又は自己の登録加盟店の営業が国又は経済産業省から正当性、安全性、適法性等を証明されたものであるかのように見せる等本

広報ツールを本事業の参加事業者又は登録加盟店であることを掲示する以外の目的で掲示すること又は一般消費者にかかる誤信を引き起こすような掲示を行うこと

- (17) 参加事業者が、自己が使用しない広報ツールについて、適切に管理又は廃棄せず、第三者(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。)が利用できる状態を作出すること
- (18) 参加事業者が、自己の登録加盟店における掲示のために必要な数を超えて、 広報ツール又はオプションツールを注文(追加注文を含む。)すること
- (19) 参加事業者が、その他本事業の趣旨に照らし、本事業事務局が不適切と判断する態様・方法で広報ツールの利用、処分等を行うこと
- (20)参加事業者が、前記各号の行為を試みること
- (21)参加事業者が、前記各号の行為の全部又は一部を第三者に依頼、委託等すること

2. 広報ツールについてのよくある質問

Q1:広報ツールが足りなくなったけれど、もっと欲しい。どうしたらよいか。

A1:本事業事務局(本紙末尾に記載)に連絡の上、追加注文を行ってください。<u>決</u> して他の参加事業者から譲渡(有償・無償を問いません。)を受けたり、他の登 録加盟店向けに送付された広報ツールを流用したりしないでください。

Q2:ポスターに記載されている対象決済手段が間違っている。どうしたらよいか。

A2:複数の決済事業者経由で制度参加申請をいただいている登録加盟店の場合、各決済事業者における手続きの進行状況の違いにより、すべての対象決済手段が印刷されていない状態で広報ツールの発送が行われる場合があります。残りの決済事業者での手続きが完了しましたら、再度当該決済事業者の口ゴが含まれたポスターをお送りします。新しいポスターが送付されるまでの間、ご自身でロゴシール等を作成して貼り付けたり、ポスターにバツ印をつけたりしないでください。申し込んだ覚えのない対象決済手段が印刷されている場合は、ポスターは掲示せずに、至急本事業事務局(本紙末尾に記載)にご連絡ください。

- Q3: 異なる対象決済手段が記載されているポスターが複数種類送られてきたのだが、一つにまとめで欲しい。どうすればいいのか?
- A3:複数の決済事業者経由で制度参加申請をいただいている登録加盟店の方で、異なるIDを用いて制度参加申請をしている場合に、複数のポスターが送付される場合があります。一つにまとめたい場合は、本事業事務局(本紙末尾に記載)までご連絡ください。決して、ご自身で決済事業者のロゴシール等を作成してポスターに貼り付けないでください。
- Q4: 本事業に参加していることを PR するために、送られてきたポスター等以外に 自分でポスターやのぼり等を作って使用してもよいか?
- A4: ポスター等を自作することはできません(第三者に発注する場合を含みます。)。ただし、ご契約の決済事業者により本事業のロゴの利用方法や管理方法等について適切な管理が行われている体制のもとで、当該決済事業者の指示に従って広報用のツールを作成することはできます。かかる広報用のツール作成の可否については、ご契約の決済事業者にお問い合わせください。
- Q5:本事業に参加していることを PR するために、第三者が販売しているポスター やのぼりを購入して使ってもよいか?
- A5:本事業用の広報用のツールについては、経済産業省、本事業事務局又はご契約の決済事業者から送付されたもの以外は使用することはできません(ただし、上記 A4 のとおり、一定の条件下で参加事業者自らが作成することができる場合があります。)。したがって、**第三者が販売している本事業用のポスターや**のぼり等を購入して使用しないでください。

3. 連絡先

事務局

お問い合わせ先

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

https://cashless.go.jp

ポイント還元事業店頭用広報ツールの取り扱いについて

経済産業省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会 2019 年 12 月 17 日

ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)(以下、「本事業」といいます。)に加盟店登録された店舗(加盟店 ID を付与された加盟店を意味し、以下「登録加盟店」といいます。)には、店頭用広報ツール(本事業に参加していることを登録加盟店が消費者に認識してもらうために店頭に掲示するための物として、本事業事務局又は決済事業者が送付する一切の広報ツールを意味し、以下、「広報ツール」といいます。)を送付しております。本事業参加事業者(事業者 ID を付与された事業者を意味し、以下、「参加事業者」といいます。)は、広報ツールは以下の記載事項を遵守してご利用ください。広報ツールの利用に関して違反があったと判断した場合、本事業の事業者登録及び/又は加盟店登録の取り消し等がなされる場合があります。また、広報ツールに同梱しています広報ツールの取り扱いに関して記載した書面(以下「取扱説明書」といいます。)にも注意事項を記載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。

1. 禁止事項

広報ツールに関して以下の行為を行うことはできません。

- (1) 有償・無償を問わず、参加事業者が広報ツールの全部又は一部を第三者へ 譲渡、貸与又は提供すること(当該第三者が本事業の参加事業者であるか否 かを問わず、また、参加事業者が本事業の参加事業者ではなくなった後の譲 渡、登録加盟店を閉鎖した後の譲渡、本事業終了後の譲渡等を含む。)
- (2) 参加事業者が、特定の登録加盟店のために送付された広報ツールの全部又は一部を、当該登録加盟店以外で利用すること又は利用させること(参加事業者が複数の登録加盟店を運営する場合において、そのうちの1つの登録加盟店に対して送付された広報ツールを、他の登録加盟店で利用する又は利用させる場合を含む。)
- (3) 有償・無償を問わず、参加事業者が、本事業事務局又は決済事業者以外の 第三者から当該第三者が保有する広報ツールの全部又は一部の譲渡、貸与 又は提供を受けること(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。)
- (4) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を複製(コピー)すること
- (5) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を第三者への譲渡若しくは提供、 又は、複製物若しくは二次的加工物の作成を目的としてデータ化すること

- (6) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部に対して、記載内容の変更、加筆、 シールの貼付等加工、変更等を加えること(ただし、経済産業省又は本事業 事務局の指示又は承認に従って行われる加工、変更等を除く。)。
- (7) 参加事業者が広報ツールの全部又は一部を用いて、文書、ポスター、POP 等の二次的加工物を作成すること
- (8) 参加事業者が本事業に参加していることを消費者に周知することを目的として、広報ツール以外の広報用のツール(経済産業省又は本事業事務局が権利を有するロゴ等が使用されている場合を含むがこれに限らない。)を作成すること。ただし、参加事業者が契約する本事業に参加している決済事業者により本事業のロゴの利用方法や管理方法等について適切な管理が行われている体制のもとで、当該決済事業者の指示に従って広報用のツール作成を行う場合を除く。
- (9) 参加事業者が本事業に参加していることを消費者に周知することを目的として、第三者(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。また、参加事業者が契約する決済事業者を除く。)が作成した広報用のツール(経済産業省又は本事業事務局が権利を有するロゴ等が使用されている場合を含むがこれに限らない。)を、有償無償を問わず、譲渡、貸与又は提供を受けること及びかかる譲渡、貸与又は提供を受けた広報用のツールを登録加盟店において掲示すること。
- (10) 参加事業者が広報ツールを取扱説明書に記載される掲示方法に反した方法で掲示を行うこと
- (11) 参加事業者が、登録加盟店以外の店舗が登録加盟店であるかのように消費者が誤認するおそれのある場所又は態様で広報ツールを掲示すること
- (12) 参加事業者が、共用スペース、公共物等自己が権利を有しない場所において 広報ツールを掲示すること(ただし、当該場所の所有者、管理者等から必要か つ十分な許可を得た場合を除く。)
- (13) 参加事業者が、各登録店舗において、適切な広報ツールの掲示を怠ることにより、消費者が当該登録店舗において利用可能な本事業の対象となる決済 手段を認識できない又は認識困難な状態を作出すること(例:対象決済手段 のロゴが記載されたポスターを掲示しない)
- (14) 参加事業者が、広報ツールがいたずら等第三者により改変等された場合において、これを認識しながらかかる掲示を継続すること
- (15) 参加事業者が、本事業の参加事業者ではなくなったにもかかわらず、広報ツールを掲示すること又は参加事業者の登録加盟店の全部又は一部が本事業の登録加盟店でなくなったにもかかわらず、当該元登録加盟店において広報ッールを掲示すること
- (16) 参加事業者が、自己又は自己の登録加盟店の営業が国又は経済産業省から正当性、安全性、適法性等を証明されたものであるかのように見せる等本

広報ツールを本事業の参加事業者又は登録加盟店であることを掲示する以外の目的で掲示すること又は一般消費者にかかる誤信を引き起こすような掲示を行うこと

- (17) 参加事業者が、自己が使用しない広報ツールについて、適切に管理又は廃棄せず、第三者(当該第三者が参加事業者であるか否かを問わない。)が利用できる状態を作出すること
- (18) 参加事業者が、自己の登録加盟店における掲示のために必要な数を超えて、 広報ツール又はオプションツールを注文(追加注文を含む。)すること
- (19) 参加事業者が、その他本事業の趣旨に照らし、本事業事務局が不適切と判断する態様・方法で広報ツールの利用、処分等を行うこと
- (20)参加事業者が、前記各号の行為を試みること
- (21)参加事業者が、前記各号の行為の全部又は一部を第三者に依頼、委託等すること

2. 広報ツールについてのよくある質問

Q1:広報ツールが足りなくなったけれど、もっと欲しい。どうしたらよいか。

A1:本事業事務局(本紙末尾に記載)に連絡の上、追加注文を行ってください。<u>決</u> して他の参加事業者から譲渡(有償・無償を問いません。)を受けたり、他の登 録加盟店向けに送付された広報ツールを流用したりしないでください。

Q2:ポスターに記載されている対象決済手段が間違っている。どうしたらよいか。

A2:複数の決済事業者経由で制度参加申請をいただいている登録加盟店の場合、各決済事業者における手続きの進行状況の違いにより、すべての対象決済手段が印刷されていない状態で広報ツールの発送が行われる場合があります。残りの決済事業者での手続きが完了しましたら、再度当該決済事業者の口ゴが含まれたポスターをお送りします。新しいポスターが送付されるまでの間、ご自身でロゴシール等を作成して貼り付けたり、ポスターにバツ印をつけたりしないでください。申し込んだ覚えのない対象決済手段が印刷されている場合は、ポスターは掲示せずに、至急本事業事務局(本紙末尾に記載)にご連絡ください。

- Q3: 異なる対象決済手段が記載されているポスターが複数種類送られてきたのだが、一つにまとめで欲しい。どうすればいいのか?
- A3:複数の決済事業者経由で制度参加申請をいただいている登録加盟店の方で、異なるIDを用いて制度参加申請をしている場合に、複数のポスターが送付される場合があります。一つにまとめたい場合は、本事業事務局(本紙末尾に記載)までご連絡ください。決して、ご自身で決済事業者のロゴシール等を作成してポスターに貼り付けないでください。
- Q4: 本事業に参加していることを PR するために、送られてきたポスター等以外に 自分でポスターやのぼり等を作って使用してもよいか?
- A4: ポスター等を自作することはできません(第三者に発注する場合を含みます。)。ただし、ご契約の決済事業者により本事業のロゴの利用方法や管理方法等について適切な管理が行われている体制のもとで、当該決済事業者の指示に従って広報用のツールを作成することはできます。かかる広報用のツール作成の可否については、ご契約の決済事業者にお問い合わせください。
- Q5:本事業に参加していることを PR するために、第三者が販売しているポスター やのぼりを購入して使ってもよいか?
- A5:本事業用の広報用のツールについては、経済産業省、本事業事務局又はご契約の決済事業者から送付されたもの以外は使用することはできません(ただし、上記 A4 のとおり、一定の条件下で参加事業者自らが作成することができる場合があります。)。したがって、第三者が販売している本事業用のポスターやのぼり等を購入して使用しないでください。

3. 連絡先

事務局

お問い合わせ先

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

https://cashless.go.jp